

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 3/31 施行

新	旧
<p>(指定者の取扱い)</p> <p>100-6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第42条第1項、第56条第1項、第62条の2第1項若しくは第62条の8第1項の許可又は定率法第13条第1項若しくは第19条第1項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、保税担当部門において次により確認するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号)第4条第2項((電子情報処理組織による申請等))の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」(平成15年2月28日財関第196号)の第2章2-1(利用申込手続)の規定により届出される別紙様式1及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式2により確認するものとする。</p>	<p>(指定者の取扱い)</p> <p>100-6 手数料令第2条第1項第2号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第42条第1項、第56条第1項、第62条の2第1項若しくは第62条の8第1項の許可又は定率法第13条第1項若しくは第19条第1項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、保税担当部門において次により確認するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号)第4条第2項((電子情報処理組織による申請等))の規定による通知及び交付を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」(平成15年2月28日財関第196号)の第2章2-1(利用申込手続)の規定により届出される別紙様式1及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式2により確認するものとする。</p>

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧																
<p>(条約に基づく税率の適用)</p> <p>3-2 法第3条ただし書((条約による特別規定))に規定する条約に規定された税率の適用については次による。</p> <p>(1)及び(2)(省略)</p> <p>(3) <u>メキシコ協定に基づく鶏肉(同協定附属書一第二節注釈4の規定(以下この項において「注釈4」という。)が適用される鶏肉をいう。)の関税割当制度に関し、同協定の発効後2年目(平成18年度に該当する1年間をいう。)の日本側の枠内税率(注釈4に規定する枠内税率をいう。)については、注釈4の規定に基づき、日本国の平成16年度初における実行最惠国税率(注釈4に規定する実行最惠国税率をいう。)から、当該税率の百分の十を減じて得た税率が適用されることとなるので留意する。この場合において、当該百分の十を減じて得た税率に0.1パーセント未満の端数がある場合には、同附属書一第一節注釈2の規定に基づき当該端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>(協定税率を適用する国)</p> <p>3-3 法第3条ただし書((条約による特別規定))の規定に基づき、協定税率(引下税率に限る。以下同じ。)を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表 (18.3.31現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国(地域)名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アジア州) (省略) <u>サウジアラビア</u> (省略)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(納税申告等に係る事前教示の手続)</p> <p>7-17 法第7条第3項((事前教示))に規定する事前教示(以下「事前教示」という。)の手続は、次による。</p> <p>(1)本邦に到着していない貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示イ~ニ(省略)</p> <p>ホ 法令及び通達の改正以外の理由により、以前に書面により行つた回答を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 法令及び通達の解釈の変更により、以前に書面により行つた回答を変更する場合には、照会者に対し、交付又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)(原産地に関する回答</p>	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	(アジア州) (省略) <u>サウジアラビア</u> (省略)		○		<p>(条約に基づく税率の適用)</p> <p>3-2 法第3条ただし書((条約による特別規定))に規定する条約に規定された税率の適用については次による。</p> <p>(1)及び(2)(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(協定税率を適用する国)</p> <p>3-3 法第3条ただし書((条約による特別規定))の規定に基づき、協定税率(引下税率に限る。以下同じ。)を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表 (17.3.31現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国(地域)名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(アジア州) (省略) <u>サウジアラビア</u> (省略)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(納税申告等に係る事前教示の手続)</p> <p>7-17 法第7条第3項((事前教示))に規定する事前教示(以下「事前教示」という。)の手続は、次による。</p> <p>(1)本邦に到着していない貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示イ~ニ(同左)</p> <p>ホ 法令及び通達の改正以外の理由により、以前に書面により行つた回答を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 法令及び通達の解釈の変更により、以前に書面により行つた回答を変更する場合には、照会者に対し、交付又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)(原産地に関する回答</p>	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	(アジア州) (省略) <u>サウジアラビア</u> (省略)			○
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率														
(アジア州) (省略) <u>サウジアラビア</u> (省略)		○															
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率														
(アジア州) (省略) <u>サウジアラビア</u> (省略)			○														

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>の場合には、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地照会用）」（C-1000-3）とする。以下「変更通知書」という。）の「分類理由」欄に<u>変更の理由</u>その他必要事項を記載し、また当該変更が「分類解釈の変更」として処理されるものであつたときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、当該変更により、照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始したこと及び当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、かつ、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められるときは、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行つた日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し又は送達するものとする。</p> <p>(口) その他の理由により、以前に書面により行つた回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による書面により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付又は送達済の回答書の返付を確認後、照会書の写しとともに交付し又は送達するものとする。</p> <p>(2)～(5)（省略）</p> <p>（関税率表及び原産地の統一的適用）</p> <p>7-22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2)総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</p> <p>イ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議</p>	<p>の場合には、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地照会用）」（C-1000-3）とする。以下「変更通知書」という。）に<u>変更の理由</u>その他必要事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、当該変更により、照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始したこと及び当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、かつ、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められるときは、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行つた日から3ヶ月を経過する日までを限度とする。）及び通關予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書は返付させ、これにかわる変更通知書を交付し又は送達するものとする。</p> <p>(口) その他の理由により、以前に書面により行つた回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による書面により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、押印した上、これを原本として、交付又は送達済の回答書の返付を確認後、照会書の写しとともに交付し又は送達するものとする。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p>（関税率表及び原産地の統一的適用）</p> <p>7-22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2)総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</p> <p>イ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議</p>

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し又は決定するために必要な事務は、前記(1)に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。<u>総括関税鑑査官は、協議結果をシステムに入力する際、当該協議案件が「分類解釈の変更」として処理されるものであつたときは、当該品目分類協議案件記録票(回答書)の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする。</u></p> <p>(1)~(ホ)(省略) □~ホ(省略) (3)~(6)(省略)</p> <p>(輸入許可前引取取扱に係る税額等の通知)</p> <p>7の17-1 法第7条の17((輸入の許可前に引き取られて貨物に係る税額等の通知))の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知については、次による。</p> <p>(1)~(3)(省略) (4) 輸入許可引取りの承認を受けた貨物に係る税額等につきその納税申告に誤りがあると認めた場合には、法第7条の16第1項の規定による更正を行うこととなるので、上記(1)の通知書によることなく、法第7条の16第4項の規定による更正通知書を送達することになるから、留意する。</p> <p>(石油に係る納付書等の処理)</p> <p>9の4-9 平成18年3月31日までに輸入された石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和42年法律第12号。以下この項において「石油等特会法」という。)附則第13項に掲げる石油に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>なお、石油等特会法附則第13項に掲げる物品(以下この項において「石油等」という。)の納税申告は、下記(1)のイによる記号の区分ごとに申告させる。(具体的には、記号区分ごとに1欄1申告となる。)</p> <p>(1) 平成18年3月31日までに輸入された石油等特会法附則第13項に掲げる物品に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>イ~口(省略) (2)~(3)(省略)</p>	<p>輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し又は決定するために必要な事務は、前記(1)に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。</p> <p>(1)~(ホ)(同左) □~ホ(同左) (3)~(6)(同左)</p> <p>(輸入許可前引取取扱に係る税額等の通知)</p> <p>7の17-1 法第7条の17((輸入の許可前に引き取られて貨物に係る税額等の通知))の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知については、次による。</p> <p>(1)~(3)(同左) (4) 輸入許可引取りの承認を受けた貨物に係る税額等につきその納税申告に誤りがあると認めた場合には、法第7条の4第1項の規定による更正を行うこととなるので、上記(1)の通知書によることなく、法第7条の4第4項の規定による更正通知書を送達することになるから、留意する。</p> <p>(石油に係る納付書等の処理)</p> <p>9の4-9 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和42年法律第12号。以下この項において「石油等特会法」という。)附則第13項に掲げる石油に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>なお、石油等特会法附則第13項に掲げる物品(以下この項において「石油等」という。)の納税申告は、下記(1)のイによる記号の区分ごとに申告させる。(具体的には、記号区分ごとに1欄1申告となる。)</p> <p>(1) 一般の納税申告の場合は、次による。</p> <p>イ~口(同左) (2)~(3)(同左) (4) 包括納期限延長に係る輸入(納税)申告の場合における石油等に係る延長税額確認票の処理は、次による。</p>

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
	<p>イ 石油等についての包括納期限延長に係る申告書を受理した際には、延長税額確認票の第2片に上記(1)のイによる記号を表示する。</p> <p>口 上記(1)の口の規定は、延長税額確認票の整理を行う場合について準用する。</p>
(4) (省略)	(5) (同左)
(徴収の引継ぎを行う場合)	(新設)
10の2-1 法第10条の2第1項((徴収の引継ぎ))に規定する「必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当し、徴収の引継ぎを行うことにより、法第11条の規定に基づく関税の徴収(以下この節において「滞納処分」という。)を効率的に行うことができると認められる場合をいう。	
なお、徴収の引継ぎにあたっては、あらかじめ引継税関間において協議を行うものとする。	
(1) 複数の税関にわたり同一の納税義務者に係る滞納が発生した場合又は発生すると認められる場合	
(2) 差し押された財産又は差し押さるべき財産の所在が他の税関の管轄内にあるもの	
(3) 滞納に関する相手方の所在が他の税関の管轄内にあるもの	
(4) 他の税関の犯則事件調査による課税資料を参考に課税調査し徴収決定が行われたもの	
(徴収の引継ぎの時期)	(新設)
10の2-2 法第10条の2第1項((徴収の引継ぎ))の規定による徴収の引継ぎの時期は、次による。	
(1) 徴収の引継ぎの時期は、原則として督促後又は繰上請求後に行うものとする。	
(2) 徴収の引継ぎを行う場合において、差し押さるべき財産の所在が複数の税関の管轄内にあり、徴収の引継ぎを行おうとする税関ごとに財産を差し押された後に徴収の引継ぎを行なうことが、滞納処分を効率的に行なうことができると認められる場合には、所要の手続を了した後に徴収の引継ぎを行うものとする。	
(3) 徴収の引継ぎにあたっては、当該徴収の引継ぎに要する期間を考慮し、滞納処分の着手の遅延又は中断等のためにその後の徴収不足を来すことのないよう留意する。	
(徴収の引継ぎの手続)	(新設)
10の2-3 法第10条の2第1項((徴収の引継ぎ))の規定による徴収の引継ぎの手	

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>続は、次による。</p> <p>(1) 徴収の引継ぎを行う税関(以下この節において「引継税関」という。)においては、「<u>関税徴収の引継決議書</u>」(C 1145)により決議を行い、同項の規定により徴収の引継ぎを受ける税関(以下この節において「引受税関」という。)に「<u>関税徴収の引継書</u>」(C 1146)及び更正通知書又は修正申告書等の写し、差押調査その他関係書類を送付するものとする。</p> <p>(2) 引受税関においては、引継税関から送付された「<u>関税徴収の引継書</u>」により決議を行うものとする。</p> <p>(3) 引受税関が「<u>関税徴収の引受書</u>」(C 1147)を引継税関に返送し、当該引受書の引継税関への到着をもって徴収の引継ぎに係る手続が完了するものとする。ただし、引継税関及び引受税関はそれぞれ国税収納金整理資金に係る調査決定を「<u>関税徴収の引受書</u>」に記載される引受年月日をもって行うこととなるので留意する。</p> <p>(納税義務者等への通知)</p> <p>10の2-4 法第10条の2第2項((徴収の引継ぎ))に規定する納税義務者への通知は、引受税関において「<u>関税徴収の引受通知書</u>」(C 1143)を送付することにより行うものとし、当該事案が次に該当する場合には、引受税関は、速やかに関係執行機関又は第三債務者等に対して「<u>関税徴収の管轄税関の変更通知書</u>」(C 1144)を送付し、徴収の管轄税関が変更された旨の通知を行うものとする。</p> <p>(1) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額に係る差押財産につき、引受けの前に交付要求(参加差押えを含む。以下、この節において「交付要求等」という。)を受けているときは、当該交付要求等を行っている執行機関等</p> <p>(2) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に交付要求等を行っているときは、交付要求等を行っている執行機関等</p> <p>(3) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に当該徴収に係る関税について債権の差押えをしているときは、当該差押えを行っている第三債務者</p> <p>(4) 徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に当該徴収にかかる関税について動産等の差押えをしているときは、当該動産等の保管者</p> <p>(5) その他徴収を行う上で必要と認められる者</p> <p>(徴収の引継ぎの効果等)</p> <p>10の2-5 徴収の引継ぎがあった場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 徴収の引継ぎがあった場合には、当該徴収の引継ぎがされた関税に係る繰上請求、督促、滞納処分、換価の猶予、延滞税の免除その他徴収に関する一切の権限が引受税関に引き継がれるとともに、引継税関から徴収決定済額が引き継がれ、以後における国税収納金整理資金の管理は、引受税関が行うこと</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>となる。</p> <p>(2) 徴収の引継ぎを行った後、引継税關において、納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定を変更する決定等により、徵収の引継ぎを行った關稅の全部又は一部が消滅した場合には、引継税關は速やかにその旨を引受税關に通知するものとする。</p> <p>(3) 徴収の引継ぎを行った後、引継税關において、納付すべき税額を増加させる再更正又は再賦課決定等により、新たに滞納税額が発生した場合には、引継税關は速やかに引受税關へ引継ぎを行うものとする。</p> <p>(4) 地方消費税の貨物割に係る「都道府県」は、徵収の引継ぎがあっても変更されない。</p> <p>(船舶の資格内変の際ににおける船用塩及び船用アルコールの取扱い)</p> <p>25 - 5 船舶がその資格を内変する場合において、残存船用品のうちに<u>船用塩及び船用アルコール</u>があるときは、前記 25 - 4 (船舶の資格内変の際ににおける残存船用品の取扱い) の(1)、(2)又は(3)の取扱いによる。この場合において、船用塩の輸入手続きを要しない数量の算定は、1人1日20グラム以内として計算する。</p> <p>(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)</p> <p>42 - 3 保税蔵置場においては、法第56条第1項((保税工場の許可))に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(内国貨物を含む。)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 暫定法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 暫定法の別表第1第2710.11号の1の(1)のCの(1)に掲げる揮発油、同表第2710.11号の1の(2)のBの(2)の(i)及び第2710.19号の1の(1)のBの(2)の(i)に掲げる灯油並びに同表第2710.11号の1の(3)の(1)及び第2710.19号の1の(2)の(1)に掲げる軽油</p>	<p>(船舶の資格内変の際ににおける専売品の取扱い)</p> <p>25 - 5 船舶がその資格を内変する場合において、残存船用品のうちに<u>専売品(船用塩及び船用アルコール)</u>があるときは、前記 25 - 4 (船舶の資格内変の際ににおける残存船用品の取扱い) の(1)、(2)又は(3)の取扱いによる。この場合において、船用塩の輸入手続きを要しない数量の算定は、1人1日20グラム以内として計算する。</p> <p>(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)</p> <p>42 - 3 保税蔵置場においては、法第56条第1項((保税工場の許可))に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(内国貨物を含む。)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 暫定法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 暫定法の別表第1第2709.00号の(1)に掲げる原油、同表第2710.11号の1の(1)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油、同表第2710.11号の1の(2)のBの2の(i)及び第2710.19号の1の(1)のBの2の(i)に掲げる灯油並びに同表第2710.11号の1の(3)の(1)及び第2710.19号の1の(2)の(1)に掲げる軽油</p>

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧																																																
(7) (省略)	(7) (同左)																																																
(保税蔵置場に対する処分の基準等)	(保税蔵置場に対する処分の基準等)																																																
48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項((許可の取消し等))の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。	48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項((許可の取消し等))の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。																																																
(1)~(5) (省略)	(1)~(5) (同左)																																																
別表1及び別表2 (省略)	別表1及び別表2 (同左)																																																
別表3	別表3																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>罰条</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第109条、法第109条の2</td><td>70</td></tr> <tr> <td>法第110条</td><td>60</td></tr> <tr> <td>法第111条、法第112条、法第113条</td><td>40</td></tr> <tr> <td>法第112条の2、法第113条の2</td><td>28</td></tr> <tr> <td>法第113条の3</td><td>12</td></tr> <tr> <td>法第113条の4、法第114条、法第116条</td><td>8</td></tr> <tr> <td>法第115条</td><td>4</td></tr> <tr> <td>法第117条</td><td>处罚の根拠となつた罰条の点数</td></tr> </tbody> </table>	罰条	点数	法第109条、法第109条の2	70	法第110条	60	法第111条、法第112条、法第113条	40	法第112条の2、法第113条の2	28	法第113条の3	12	法第113条の4、法第114条、法第116条	8	法第115条	4	法第117条	处罚の根拠となつた罰条の点数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>罰条</th><th>法第109条</th><th>法第109条の2</th><th>法第110条</th><th>法第111条</th><th>法第112条</th><th>法第112条の2</th><th>法第113条</th><th>法第113条の2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数</td><td>70</td><td>70</td><td>60</td><td>40</td><td>40</td><td>28</td><td>40</td><td>28</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>罰条</th><th>法第113条</th><th>法第114条</th><th>法第115条</th><th>法第116条</th><th>法第117条</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数</td><td>12</td><td>8</td><td>4</td><td>8</td><td>处罚の根拠となつた左記罰条の点数</td></tr> </tbody> </table>	罰条	法第109条	法第109条の2	法第110条	法第111条	法第112条	法第112条の2	法第113条	法第113条の2	点数	70	70	60	40	40	28	40	28	罰条	法第113条	法第114条	法第115条	法第116条	法第117条	点数	12	8	4	8	处罚の根拠となつた左記罰条の点数
罰条	点数																																																
法第109条、法第109条の2	70																																																
法第110条	60																																																
法第111条、法第112条、法第113条	40																																																
法第112条の2、法第113条の2	28																																																
法第113条の3	12																																																
法第113条の4、法第114条、法第116条	8																																																
法第115条	4																																																
法第117条	处罚の根拠となつた罰条の点数																																																
罰条	法第109条	法第109条の2	法第110条	法第111条	法第112条	法第112条の2	法第113条	法第113条の2																																									
点数	70	70	60	40	40	28	40	28																																									
罰条	法第113条	法第114条	法第115条	法第116条	法第117条																																												
点数	12	8	4	8	处罚の根拠となつた左記罰条の点数																																												
(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)	(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)																																																
56-18 暫定法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.11号の1の(3)及び第2710.19号の1の(2)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場(総合保税地域(法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設)を含む。以下この項において同じ。)の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達8の9-10(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)に規定するところによるほか、次による。	56-18 暫定法別表第1第2710.19号-1-(3)-A-[2]-[ ]に定める軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法別表第2710.11号-1-(3)及び第2710.19号-1-(2)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場(総合保税地域(法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設)を含む。以下この項において同じ。)の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達8の9-10(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)に規定するところによるほか、次による。																																																
(1) 保税工場の許可	(1) 保税工場の許可																																																
イ 暫定法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.11号の1の(3)及び第2710.19号の1の(2)に掲げる軽油(以下この項において「外貨軽油」という。)に關税納付済の石油製品(以下この項において「ブレンド材」という。)を混合する保税作業を行う保税工場の許可是、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品(以下この項において「農林漁業用重油」という。)の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。	イ 暫定法別表第1第2710.19号-1-(3)-A-[2]-[ ]に定める軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法別表第2710.11号-1-(3)及び第2710.19号-1-(2)に掲げる軽油(以下この項において「外貨軽油」という。)に關税納付済の石油製品(以下この項において「ブレンド材」という。)を混合する保税作業を行う保税工場の許可是、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品(以下この項において「農林漁業用重油」という。)の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。																																																

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p>□ (省略) (2)~(5) (省略)</p> <p>(担保の提供)</p> <p>63-7 法第63条第2項((保税運送のための担保))に規定する関税の額に相当する担保は、次に掲げる場合を除くほか、提供をさせるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 通関業者、船会社、航空会社若しくは令第30条の2に規定する者の所有又は管理に係る指定保税地域の貨物管理者又は保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域の許可を受けた者であって、税関長が信用確実と認め、かつ、以前において関税法規違反の事実がなかった者が保税運送の承認を受ける場合</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(運送貨物の発送手続)</p> <p>63-9 法第63条第3項((保税運送の際の確認))に規定する確認は、保税運送の承認の際併せて行って差し支えないものとする。</p> <p>ただし、保税運送の承認に際して要確認又は要施封の指定を受けた貨物については、当該貨物の発送時にその運送承認書及び運送承認書写しを税関職員に提出させ、発送を確認したときはその旨、施封を行った場合にはその種類及び個数、また、乱装、破装等のある貨物についてはその旨を運送承認書及び運送承認書写しに記載し、運送申告者又はこれに代わる者に交付する。</p> <p>また、保税運送の承認を受けた貨物が分割して発送される場合には、最初の発送の際に運送承認書を携行させ、その後の個々の発送に当たっては、運送承認書ごとの一連番号を付した送り状(その運送承認を受けた者が使用している適宜の様式でよい。)を使用させることとし、最終回の貨物発送時に運送承認書写しに個々の運送数量、発送年月日等を記載させるものとする。</p> <p>なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の保税担当部門に報告させるものとする。</p> <p>(輸出又は積戻し貨物の運送)</p> <p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場</p>	<p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p>□ (同左) (2)~(5) (同左)</p> <p>(担保の提供)</p> <p>63-7 法第63条第2項((保税運送のための担保))に規定する関税の額に相当する担保は、次に掲げる場合を除くほか、提供をさせるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 通関業者、船会社、航空会社若しくは指定法人等の所有に係る指定保税地域の借受者又は保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域の許可を受けた者であって、税関長が信用確実と認め、かつ、以前において関税法規違反の事実がなかった者が保税運送の承認を受ける場合</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(運送貨物の発送手続)</p> <p>63-9 法第63条第3項((保税運送の際の確認))に規定する確認は、保税運送の承認の際併せて行って差し支えないものとする。</p> <p>ただし、保税運送の承認に際して要確認又は要施封の指定を受けた貨物については、当該貨物の発送時にその運送承認書及び運送承認書写しを税関職員に提出させ、発送を確認したときはその旨、施封を行った場合にはその種類及び個数、また、乱装、破装等のある貨物についてはその旨を運送承認書及び運送承認書写しに記載し、運送申告者又はこれに代わる者に交付する。</p> <p>また、保税運送の承認を受けた貨物が分割して発送される場合には、最初の発送の際に運送承認書を携行させ、その後の個々の発送に当たっては、運送承認書ごとの一連番号を付した送り状(その運送承認を受けた者が使用している適宜の様式でよい。)を使用させることとし、最終回の貨物発送時に運送承認書写しに個々の運送数量、発送年月日等を記載させるものとする。</p> <p>なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等において破損、亡失、その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の保税担当部門に報告させるものとする。</p> <p>(輸出又は積戻し貨物の運送)</p> <p>63-16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場</p>

新	旧
<p>合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナー埠頭内又はコンテナー埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナー詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において「一貫保税運送」という。）として承認することとして差し支えない。この場合における取り扱いは、次による。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 上記により一貫保税運送の承認を受けた貨物が、コンテナー詰場所であるCFSに搬入され、当該貨物をコンテナー詰した後にCYに向けて搬出されたときは、当該CFSにおいて貨物を管理する者に、当該貨物に係る輸出許可書の写し、<u>ドック・レシート（B / L Instructionsを含む。）</u>の写し、及びコンテナー詰タリーシートの写しをセットして保管されることにより、当該貨物の搬出入事績の記帳に代えさせて差し支えない。</p> <p>（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）</p> <p>63 - 24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p> <p>(7) 運送者は、運送貨物に関し、発送前、発送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税担当部門に報告するものとする。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>（数量変更の取扱い）</p> <p>67 - 1 - 13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないととなつた場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading.以下この項において「B / L」という。）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めた差し支えないものとし、この場合における取り扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又はB / Lの発行後において船卸しされた場合には、後記67 - 1 - 14に準じて取り扱うものとする。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナー埠頭内又はコンテナー埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナー詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において「一貫保税運送」という。）として承認することとして差し支えない。この場合における取り扱いは、次による。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 上記により一貫保税運送の承認を受けた貨物が、コンテナー詰場所であるCFSに搬入され、当該貨物をコンテナー詰した後にCYに向けて搬出されたときは、当該CFSにおいて貨物を管理する者に、当該貨物に係る輸出許可書の写し、<u>ドックレシート</u>の写し、及びコンテナー詰タリーシートの写しをセットして保管されることにより、当該貨物の搬出入事績の記帳に代えさせて差し支えない。</p> <p>（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）</p> <p>63 - 24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>(1) ~ (6) (同左)</p> <p>(7) 運送者は、運送貨物に関し、発送前、発送途中、到着時等において破損、<u>亡失</u>、その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税担当部門に報告するものとする。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>（数量変更の取扱い）</p> <p>67 - 1 - 13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないととなつた場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading.以下この項において「B / L」という。）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めた差し支えないものとし、この場合における取り扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又はB / Lの発行後において船卸しされた場合には、後記67 - 1 - 14に準じて取り扱うものとする。</p> <p>~ (同左)</p>

新	旧
<p>前記 63 - 17 の輸出運送貨物が予定されたコンテナーに全量詰め込むことができず詰め残つた場合には、発送地税關において、上記 の変更申請書にコンテナーへの詰込みを行つたコンテナーヤードの管理者が発給した<u>ドック・レシート ( B / L Instructions )</u>を含む。以下この項において同じ。)を添付して提出させ、数量変更を行うものとする。</p> <p>ただし、発送地税關で執務時間外等によつて数量変更ができないときは、便宜、輸出許可書にドック・レシートを添付させてそのまま発送させ、到着地税關でドック・レシートの数量をもつて船積みを確認した後、発送地税關で数量変更を行うものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2 1 1 令第59条の3第1項第1号及び第2号((本船扱い及びふ中扱い))に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は<u>均質かつ大量の貨物又は巨大重量物</u>で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税關長が適當と認めた貨物であること。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>~ (省略)</p> <p>(輸入貨物の本船扱)</p> <p>67の2 3 1 令第59条の3第1項第1号((本船扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適當と認められる貨物であること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税關長が適當と認めたもの</p> <p>(イ) <u>均質であること</u> (<u>巨大重量物である場合を除く</u>)</p> <p>(ロ) <u>大量貨物又は巨大重量物</u>等、当該貨物の性質、形状、輸送形態等からみて、通關のため保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適當でないと考えられること。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>前記 63 - 17 の輸出運送貨物が予定されたコンテナーに全量詰め込むことができず詰め残つた場合には、発送地税關において、上記 の変更申請書にコンテナーへの詰込みを行つたコンテナーヤードの管理者が発給した<u>ドック・レシート</u>を添付して提出させ、数量変更を行うものとする。</p> <p>ただし、発送地税關で執務時間外等によつて数量変更ができないときは、便宜、輸出許可書にドック・レシートを添付させてそのまま発送させ、到着地税關での数量をもつて船積みを確認した後、発送地税關で数量変更を行うものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い)</p> <p>67の2 1 1 令第59条の3第1項第1号及び第2号((本船扱い及びふ中扱い))に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は<u>均質、かつ、大量の貨物</u>で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税關長が適當と認めた貨物であること。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>~ (同左)</p> <p>(輸入貨物の本船扱)</p> <p>67の2 3 1 令第59条の3第1項第1号((本船扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適當と認められる貨物であること。</p> <p>具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税關長が適當と認めたもの</p> <p>(イ) <u>均質であること</u></p> <p>(ロ) <u>大量貨物等</u>、当該貨物の性質、形状、輸送形態等からみて、通關のため保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適當でないと考えられること。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>(輸入貨物のふ中扱)</p> <p>67の2 3 2 令第59条の3第1項第2号((ふ中扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係るふ中扱の承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>~ (省略) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入することが不適当と認められる場合であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 上記(1)及び(ロ)以外の均質かつ大量貨物又は巨大重量物であつて、ふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当であると税関長が認めたもの(この場合において、当該貨物が初めてふ中扱いを承認したものであるときは、その都度本省及び他税関に当該承認を行つた理由を付して通報するものとする。)</p>	<p>(輸入貨物のふ中扱)</p> <p>67の2 3 2 令第59条の3第1項第2号((ふ中扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係るふ中扱の承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>~ (同左) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入させることが不適当と認められる場合であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 上記(1)及び(ロ)以外の均質かつ大量の貨物であつて、ふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当であると税関長が認めたもの(この場合において、当該貨物が初めてふ中扱いを承認したものであるときは、その都度本省及び他税関に当該承認を行つた理由を付して通報するものとする。)</p>
<p>(シンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))(法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する場合を含む。)又は第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告にかかる指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取り扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い。 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 暫定法第8条の6第4項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項((メキシコ宮廷に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>	<p>(シンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))(法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する場合を含む。)又は第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告にかかる指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取り扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い。 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 暫定法第8条の7第4項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の7第4項((メキシコ宮廷に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p>	<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p>

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新			旧		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 食品衛生法 (昭和 22 年法律 第 233 号)	(省略)	(1) (省略) (2) 規則の <u>別表第 12</u> に掲げる食 品等については、「食品等輸入届 書の写し」	イ. 食品衛生法 (昭和 22 年法律 第 233 号)	(同左)	(1) (同左) (2) 規則の <u>別表第 6 の 4</u> に掲げる 食品等については、「食品等輸入 届書の写し」
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	(同左)	(同左)	(同左)
(輸入許可前引取りの承認の基準)					
73-3-2 輸入許可前引取りの承認の申請があつたときは、法第 73 条第 2 項((許 可前引取を承認できない場合))に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長 を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請 に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し 支えない。					
特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取りの承認をして差し支えな いので、留意する。					
及び (省略)					
申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合					
イ (省略)					
口 協定税率、シンガポール税率、メキシコ税率又は特惠税率の適用のため必 要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合(シンガポール税率又はメキシ コ税率の適用の場合には令第 61 条第 6 項((原産地証明書の提出猶予))の規 定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置 法施行令第 28 条ただし書((特惠関税に係る原産地証明書の提出猶予))の承 認を受けた場合に限る。)					
ハ及びニ (省略)					
(省略)					
(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)					
68-5-11 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の 様式は、「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」( C - 5292 )とし、同項第 3 号イに規定するメキシコ協定原産地証明書の様式は、 「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATE FOR THE					
(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)					
68-5-11 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の 様式は、「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」( C - 5292 )とし、同項第 3 号イに規定するメキシコ協定原産地証明書の様式は、 「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATE FOR THE					

新	旧
<p>STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」( C - 5293 )及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」( C - 5294 )とする。</p> <p>(臨時開庁手数料の軽減の届出手続)</p> <p>101 - 3 令第 87 条の 2 ((臨時開庁手数料の軽減の手続等)) の規定に基づく臨時開庁手数料の軽減を受けることができるための区域の届出(以下この項において「区域の届出」という。)の手続は、次による。</p> <p>区域の届出は、「<u>臨時開庁手数料軽減区域(新規・変更)届出書</u>」( C - 8035 ) 2 通(原本、交付用)に法第 101 条第 5 項第 2 号に規定する財務大臣が定める場合に該当する旨を明瞭に記載した書面(以下「添付書面」という。)を添付させ、当該届出書の届出区域欄に記載された区域(以下この項及び次項において「届出区域」という。)を管轄する税関官署(以下この項及び次項において「管轄官署」という。)を経由して当該管轄官署の本関(以下この項及び次項において「本関」という。)に提出することにより行わせる。また、本関においてこれを受理することとした場合には、うち 1 通(交付用)に受理印( C - 5000 )を押なつし、本関から届出を受け付けた管轄官署(以下この項において「受付官署」という。)を経由して届出者に交付する。この場合において、管轄官署が二以上あるときは、いずれかの管轄官署を経由して提出させるものとし、当該届出書の交付に際し、本関から受付官署以外の管轄官署に届出書の写しを送付するものとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p>— 上記における臨時開庁手数料軽減区域に係る届出内容に変更が生じた場合には、速やかに「<u>臨時開庁手数料軽減区域(新規・変更)届出書</u>」( C - 8035 ) 2 通(原本、交付用)に当該変更される事項を記載し、その変更に係る参考資料を添付して提出させるものとし、その他の事務処理については、上記から(3)に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(届出の公告)</p> <p>101 - 4 令第 87 条の 2 第 3 項((区域の届出の公告))に規定する公告は、本関及び管轄官署の適宜の見やすい場所に届出を行った地方公共団体の名称、届出区域の名称及び所在地、届出区域を管轄する税関官署の名称及び届出書を受理した日を掲示して行う。なお、前記 101-3 に規定する届出内容の変更に係る届出書を受理した場合においても、同様に届出変更内容に係る公告を行うものとする。</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設</p>	<p>STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」( C - 5293 )とする。</p> <p>(臨時開庁手数料の軽減の届出手続)</p> <p>101 - 3 令第 87 条の 2 ((臨時開庁手数料の軽減の手続等)) の規定に基づく臨時開庁手数料の軽減を受けることができるための区域の届出(以下この項において「区域の届出」という。)の手続は、次による。</p> <p>区域の届出は、「<u>臨時開庁手数料軽減区域届出書</u>」( C - 8035 ) 2 通(原本、交付用)に法第 101 条第 5 項第 2 号に規定する財務大臣が定める場合に該当する旨を明瞭に記載した書面(以下「添付書面」という。)を添付させ、当該届出書の届出区域欄に記載された区域(以下この項及び次項において「届出区域」という。)を管轄する税関官署(以下この項及び次項において「管轄官署」という。)を経由して当該管轄官署の本関(以下この項及び次項において「本関」という。)に提出することにより行わせる。また、本関においてこれを受理することとした場合には、うち 1 通(交付用)に受理印( C - 5000 )を押なつし、本関から届出を受け付けた管轄官署(以下この項において「受付官署」という。)を経由して届出者に交付する。この場合において、管轄官署が二以上あるときは、いずれかの管轄官署を経由して提出させるものとし、当該届出書の交付に際し、本関から受付官署以外の管轄官署に届出書の写しを送付するものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(届出の公告)</p> <p>101 - 4 令第 87 条の 2 第 3 項((区域の届出の公告))に規定する公告は、本関及び管轄官署の適宜の見やすい場所に届出を行った地方公共団体の名称、届出区域の名称及び所在地、届出区域を管轄する税関官署の名称及び届出書を受理した日を掲示して行う。</p> <p>(災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設</p>

新旧対照表

(関税法基本通達) 4/1 施行

新	旧
<p>の範囲及び適用期間 )</p> <p>102 の 2 - 8 法第 102 条の 2 第 5 項((災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除))の規定により災害による施設 (法第 42 条第 1 項((保税蔵置場の許可))の規定に基づく保税蔵置場、法第 56 条第 1 項((保税工場の許可))の規定に基づく保税工場、法第 62 条の 2 第 1 項((保税展示場の許可))の規定に基づく保税展示場及び法第 62 条の 8 第 1 項((総合保税地域の許可))の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第 13 条第 1 項((製造用原料品の減税又は免除))及び同法第 19 条第 1 項((輸出貨物の製造用原料品の減税又は免除))の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。)の許可手数料若しくは承認手数料 (以下「保税地域の許可手数料等」という。) の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。</p> <p>なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(委任事項についての税関長への報告)</p> <p>107 1 令第 92 条((税関長の権限の委任))の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。</p> <p>(同左)</p> <p>委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、1月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。</p> <p>イ ~ ト (同左)</p> <p>チ 関税法に関する臨時特例法第 14 条((差押物件等の引渡し))</p> <p>(関税の徴収を税関長が自ら行う場合)</p> <p>107 - 2 令第 92 条第 1 項ただし書き((税関長の権限の委任))の規定により法第 11 条の規定に基づく関税の徴収の権限について、税関長が自ら行う場合は、税関長が関税の徴収を自ら行うことにより、法第 11 条の規定による関税の徴収を効率的に行うことができると認められる場合とする。</p> <p>(関税の徴収を税関長が自ら行うこととなる場合の手続)</p> <p>107 - 3 令第 92 条第 1 項ただし書き((税関長の権限の委任))の規定により、関税の徴収を税関長が自ら行う場合の手続は、次による。</p>	<p>の範囲及び適用期間 )</p> <p>102 の 2 - 8 法第 102 条の 2 第 5 項((災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除))の規定により災害による施設 (法第 42 条第 1 項((保税蔵置場の許可))の規定に基づく保税蔵置場、法第 56 条第 1 項((保税工場の許可))の規定に基づく保税工場、法第 62 条の 2 第 1 項((保税展示場の許可))の規定に基づく保税展示場及び法第 62 条の 8 第 1 項((総合保税地域の許可))の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第 13 条第 1 項((製造用原料品の減税又は免除))及び同法第 7 条の 2 第 1 項((製造用原料品の減税又は免除))の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。)の許可手数料若しくは承認手数料 (以下「保税地域の許可手数料等」という。) の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。</p> <p>なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(委任事項についての税関長への報告)</p> <p>107 1 令第 92 条((税関長の権限の委任))の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。</p> <p>(同左)</p> <p>委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、1月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。</p> <p>イ ~ ト (同左)</p> <p>チ 暫定法に基づく関税の還付に関する事業場製造工場の承認に係るもの リ 関税法に関する臨時特例法第 14 条((差押物件等の引渡し))</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

( 関税法基本通達 ) 4/1 施行

新	旧
<p>(1) 支署長及び出張所長は、「<u>関税徴収の引継決議書</u>」(C 1145)により決裁を行い、税関長に「<u>関税徴収の引継書</u>」(C 1146)及び更正通知書又は修正申告書等の写し、差押調書その他関係書類を送付するものとする。</p> <p>(2) 税関長は、支署長及び出張所長から送付された「<u>関税徴収の引継書</u>」により決裁を行うものとする。</p> <p>(3) 税関長が「<u>関税徴収の引受書</u>」(C 1147)を支署長及び出張所長に返送し、当該引受書の支署及び出張所への到着をもって関税の徴収を税関長が自ら行う場合の手続が完了するものとする。ただし、税關、支署及び出張所における国税収納金整理資金に係る調査決定等の管理は「引受年月日」をもって行うこととなるので留意する</p> <p>(徴収の引継ぎについての規定の準用)</p> <p>107-4 前記10の2-2(徴収の引継ぎの時期) 10の2-4(納税義務者等への通知)及び10の2-5(徴収の引継ぎの効果等)の規定は、関税の徴収を税関長が自ら行う場合について準用する。</p> <p>この場合において、「<u>徴収の引継ぎの時期</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行おうとする時期</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを行う場合</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行う場合</u>」と、「<u>税關</u>」とあるのは「<u>支署及び出張所</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを行おうとする</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行おうとする</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを行うこと</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこと</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを行う</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行う</u>」と、「<u>徴収の引継ぎにあたっては</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うにあたっては</u>」と、「<u>徴収の引継ぎに要する期間</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自らが行うに要する期間</u>」と、「<u>引受税關</u>」とあるのは「<u>税關</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを受けた滞納税額</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととした滞納税額</u>」と、「<u>引受けの前</u>」とあるのは、「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととする前</u>」と、「<u>徴収の引継ぎがあった場合</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととした場合</u>」と、「<u>徴収の引継ぎがされた関税</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととされた関税</u>」と、「<u>引継税關</u>」とあるのは「<u>支署長及び出張所長</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを行った後</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととした後</u>」と、「<u>徴収の引継ぎを行った関税</u>」とあるのは、「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととされた関税</u>」と、「<u>引継ぎを行う</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行う</u>」と、「<u>徴収の引継ぎがあっても</u>」とあるのは「<u>関税の徴収を税関長が自ら行うこととしても</u>」と読み替えるものとする。</p>	(新設)

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 5/1 施行

新	旧
<p>(申告の特例の承認申請手続)</p> <p>7の2 - 5 法第7条の2第1項((申告の特例))の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記7の9 - 1(帳簿の備付け等に関する用語の意義)までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者承認申請書」(C - 9000)(以下この項から後記7の9 - 1までにおいて「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行つている事業所の所在地を管轄する税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関(以下「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下この章において「署所」という。)の窓口担当部門(各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げない。</p> <p>この場合における承認申請書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>上記に掲げる「その他参考となるべき事項」のうち口からトまでの記載については、次のような書類を添付することにより記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>イ 会社概況書(直近の損益計算書、貸借対照表、事業報告書を含む。) ロ～ヘ (省略)</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>7の13 - 1 法第7条の13に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>承継の承認申請書については、前記7の2 - 5(申告の特例の承認申請手続)イからヘまでに掲げる「その他参考となるべき事項」の記載に代わる書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面)法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、<u>吸收合併契約</u>(会社法(平成17年法律第86号)第749条第1項)、<u>新設合併契約</u>(会社法第753条第1項)、<u>吸收分割契約</u>(会社法第758条)、<u>新設分割計画</u>(会社法第763条)等に係る書面の写し)を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあつては、登記後速やかに登記簿謄本を提出させるものとする。</p> <p>令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第1項第2号((相続年月日))に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第2項第3号((合併又は分</p>	<p>(申告の特例の承認申請手続)</p> <p>7の2 - 5 法第7条の2第1項((申告の特例))の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記7の9 - 1(帳簿の備付け等に関する用語の意義)までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者承認申請書」(C - 9000)(以下この項から後記7の9 - 1までにおいて「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行つている事業所の所在地を管轄する税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関(以下「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下この章において「署所」という。)の窓口担当部門(各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げない。</p> <p>この場合における承認申請書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>上記に掲げる「その他参考となるべき事項」のうち口からトまでの記載については、次のような書類を添付することにより記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>イ 会社概況書(直近の損益計算書、貸借対照表、<u>営業報告書</u>を含む。) ロ～ヘ (同左)</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>7の13 - 1 法第7条の13に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>承継の承認申請書については、前記7の2 - 5(申告の特例の承認申請手続)イからヘまでに掲げる「その他参考となるべき事項」の記載に代わる書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面)法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、<u>商法第408条第1項</u>の規定に基づく合併契約書写、<u>商法第374条</u>の規定に基づく分割計画書写、<u>商法第374条の17</u>の規定に基づく分割契約書写)を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあつては、登記後速やかに登記簿謄本を提出させるものとする。</p> <p>令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第1項第2号((相続年月日))に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第2項第3号((合併又は分</p>

## 新旧対照表

## (関税法基本通達) 5/1 施行

新	旧
<p>割予定年月日))に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、<u>吸収合併契約若しくは吸收分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記(成立)予定日</u>をいう。</p> <p>合併又は分割に係る承継の承認申請は、前記に規定する効力発生日又は成 立日以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名に より、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該特例輸入者に係る指 定貨物の輸入の業務を承継しようとする法人の連名により申請を行わせるも のとする。ただし、<u>吸収合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計 画等に係る書面の写し</u>により合併又は分割に係る法人間の関係が明らかである 場合には、当該合併又は分割に係る一の法人の名をもつて申請を行わせて差 し支えない。</p> <p>(省略)</p> <p>会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、 法第7条の13で準用する法第48条の2の規定による承継はできないので留 意すること。</p> <p>なお、法人である特例輸入者が会社の種類を変更した後も引き続き特例輸 入者の承認を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13-22(法人の合 併等の取扱い)に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取 り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「特例輸入者」 と読み替えるものとする。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(許可申請書の添付書類の取扱い)</p> <p>42-8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</p> <p>(1) 許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とするが、 同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規 則及び保管料率表」及び「登記事項証明書」の取扱いについては、次による。 イ 「信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあっては、最 近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあっては、納税証明書又 はこれら以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。 ロ及びハ (省略)</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(許可の期間の更新の手続)</p> <p>42-12 法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく保税蔵置 場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>割予定年月日))に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、<u>合 併契約書に記載された合併期日又は分割計画書若しくは分割契約書に記載さ れた分割期日</u>をいう。</p> <p>合併又は分割に係る承継の承認申請は、前記に規定する<u>合併期日又は分割 期日</u>以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名に より、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該特例輸入者に係る指 定貨物の輸入の業務を承継しようとする法人の連名により申請を行わせるも のとする。ただし、<u>合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書</u>により合併 又は分割に係る法人間の関係が明らかである場合には、当該合併又は分割に係 る一の法人の名をもつて申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(同左) (新設)</p> <p>(同左)</p> <p>(許可申請書の添付書類の取扱い)</p> <p>42-8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</p> <p>(1) 許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とするが、 同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規 則及び保管料率表」及び「登記事項証明書」の取扱いについては、次による。 イ 「信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあっては、最 近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあっては、納税証明書又 はこれら以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。 ロ及びハ (同左)</p> <p>(2)~(4) (同左)</p> <p>(許可の期間の更新の手続)</p> <p>42-12 法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく保税蔵置 場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p>

## 新旧対照表

## (関税法基本通達) 5/1 施行

新	旧
<p>(2) 許可期間の更新申請書には、前記 42 - 8 に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとし、次のものを添付させる。</p> <p>イ 信用状況を証するに足りる書類として法人の場合にあっては、最近の事業年度における<u>事業報告書</u>、個人の場合にあっては納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(許可の承継の承認手続等)</p> <p>48の2 - 1 令第39条の2((保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続))の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第39条の2第3項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記42 - 8の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、税関長が必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面) 法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、<u>吸收合併契約</u>(会社法第749条第1項) <u>新設合併契約</u>(会社法第753条第1項) <u>吸收分割契約</u>(会社法第758条) <u>新設分割計画</u>(会社法第763条)等に係る書面の写し)を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第39条の2第1項第2号((相続年月日))に規定する「相続があった年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第39条の2第2項第3号((合併又は分割予定年月日))に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、<u>吸收合併契約</u>若しくは<u>吸收分割契約</u>に係る書面に記載された効力発生日又は<u>新設合併</u>若しくは<u>新設分割</u>の登記(成立)予定日をいう。</p> <p>(4) 合併又は分割に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する<u>効力発生日</u>又は<u>成立日</u>以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名により、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該許可の承継をしようとする法人の連名により申請を行わせるものとする。ただし、上記(2)のロに規定する合併又は分割することが確実であると認められる書類によ</p>	<p>(2) 許可期間の更新申請書には、前記 42 - 8 に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとし、次のものを添付させる。</p> <p>イ 信用状況を証するに足りる書類として法人の場合にあっては、最近の事業年度における<u>営業報告書</u>、個人の場合にあっては納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(許可の承継の承認手続等)</p> <p>48の2 - 1 令第39条の2((保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続))の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第39条の2第3項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記42 - 8の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、税関長が必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面) 法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、<u>商法第408条第1項</u>の規定に基づく<u>合併契約書</u>、<u>商法第374条</u>に基づく<u>分割計画書</u>、<u>商法第374条の17</u>に基づく<u>分割契約書</u>)を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第39条の2第1項第2号((相続年月日))に規定する「相続があった年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第39条の2第2項第3号((合併又は分割予定年月日))に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、<u>合併契約書</u>に記載された合併期日又は分割計画書若しくは分割契約書に記載された分割期日をいう。</p> <p>(4) 合併又は分割に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する<u>合併期日</u>又は<u>分割期日</u>以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名により、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該許可の承継をしようとする法人の連名により申請を行わせるものとする。ただし、<u>合併契約書</u>等により合併又は分割に係る法人間の関係が明らかである場合には、当該</p>

## 新旧対照表

## (関税法基本通達) 5/1 施行

新	旧
<p>り当該法人間の関係が明らかである場合には、当該合併又は分割に係る一の法人の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(5) 保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者(相続人又は合併若しくは分割しようとする法人)が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行わせて差し支えない。</p> <p>なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き1部とする。</p> <p>(6) 会社法第2条第26号に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合は、法第48条の2の規定による承継はできないので留意すること。</p> <p>なお、法人である保税蔵置場の被許可者が会社の種類を変更した後も引き続き保税蔵置場の許可を受けようとする場合は、関税定率法基本通達13-22(法人の合併等の取扱い)に規定する組織変更等会社の種類を変更する場合に準じて取り扱うこととする。この場合において「製造工場」とあるのは「保税蔵置場」と、「承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。</p>	<p>合併又は分割に係る一の法人の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(5) 保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者(相続人又は合併若しくは分割しようとする法人)が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行わせて差し支えない。</p> <p>なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き1部とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(許可申請書の添付書類)</p> <p>56-9 保税工場の許可の申請に際し、令第51条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する令第35条第2項((許可の申請の際の添付書類))の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記42-8(許可申請書の添付書類の取扱い)の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>(許可申請書の添付書類)</p> <p>56-9 保税工場の許可の申請に際し、令第51条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する令第35条第2項((許可の申請の際の添付書類))の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記42-8(許可申請書の添付書類の取扱い)の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあっては、最近の営業年度における営業報告書を、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p>
<p>(許可の期間の更新手続等)</p> <p>56-15 法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 許可期間の更新申請の際の添付書類は、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれに代わる書類のみで足りるものとする。</p>	<p>(許可の期間の更新手続等)</p> <p>56-15 法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 許可期間の更新申請の際の添付書類は、法人の場合にあっては、最近の営業年度における営業報告書、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれに代わる書類のみで足りるものとする。</p>

## 新旧对照表

(関税法基本通達) 5/1 施行

新	旧
(3)及び(4) (省略)	(3)及び(4) (同左)
(旅具通関扱いをする輸出貨物) 67-2-7 次に掲げる貨物については、後記 67-2-8 (旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。	(旅具通関扱いをする輸出貨物) 67-2-7 次に掲げる貨物については、後記 67-2-8 (旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。
(1) 本邦から出国する旅客又は航空機の乗組員が携帯(別送を含む。)して輸出する貨物(前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。)で、次に掲げるもの(自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。)船舶及び航空機を除く。) イ (省略) □ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、 <u>同令別表第六に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のもの(狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たもののうち税関長が支障がないと認めたものを含む。)</u>	(1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯(別送を含む。)して輸出する貨物(前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。)で、次に掲げるもの(自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。)船舶及び航空機を除く。) イ (同左) □ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、 <u>同令別表第六((出国者の携帯品等))に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のもの(狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たもののうち税関長が支障がないと認めたものを含む。)</u>
(2) 本邦から出国する船舶の乗組員が携帯(別送を含む。)して輸出する貨物 (前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。)で、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げる乗組員本人の私用に供すると認められる貨物(品目毎の数量が3個又は3組以下のもの、品目毎の数量が3個又は3組を超え10個又は10組以下であつて、その総価額が30万円程度以下のもの及び品目毎の数量が10個又は10組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のものに限るものとし、自動車、船舶及び航空機を除く。) なお、家庭用電気製品(例えば、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ)、楽器(例えば、ピアノ、電子オルガン)、自転車等に係る本人の私用に供すると認められる貨物の範囲には、1品目につき2個以上のものは含まないので留意する。	(新設)
(3) (省略)	(2) (同左)
(4) (省略)	(3) (同左)

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 5/29 施行

新	旧
	<p>(総合保税地域の許可申請前の取扱い)</p> <p><u>62の8-5</u> 総合保税地域の許可申請前の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第62条の8第2項各号((総合保税地域の許可の基準))に規定する基準と関連し、税関においては、将来、令第51条の9((総合保税地域の許可の申請))の規定による申請があると見込まれる一団の土地等について、当該基準に關係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため、当該一団の土地等を所有又は管理する法人その他の関係者と時宜に応じ所要の連絡を取り、当該基準に照らし適格なものとなるよう計画の段階から指導を行うものとする。</p> <p>(2) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号)第5条第9項((地域輸入促進計画))の規定に基づき、同条第1項の協議の申出があった地域輸入促進計画について、主務大臣から財務大臣に通知があった場合には、本省は、当該計画の内容について、当該計画の対象地域を所轄する税関に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた税関においては、当該計画の内容等について前記(1)の取扱いを行うものとする。</p>
(総合保税地域の許可の申請手続)	(総合保税地域の許可の申請手続)
<u>62の8-5</u> (省略)	<u>62の8-6</u> (同左)
(許可申請書の添付書類の取扱い)	(許可申請書の添付書類の取扱い)
<u>62の8-6</u> (省略)	<u>62の8-7</u> (同左)
(許可の際に付する条件)	(許可の際に付する条件)
<u>62の8-7</u> (省略)	<u>62の8-8</u> (同左)
(総合保税地域に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの)	(総合保税地域に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの)
<u>62の8-8</u> (省略)	<u>62の8-9</u> (同左)
(総合保税地域において展示、使用等ができない貨物の取扱い)	(総合保税地域において展示、使用等ができない貨物の取扱い)
<u>62の8-9</u> (省略)	<u>62の8-10</u> (同左)
(許可の期間の更新の手続等)	(許可の期間の更新の手続等)
<u>62の8-10</u> 法第62条の15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))において準用する法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。	<u>62の8-11</u> 法第62条の15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))において準用する法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。

## 新旧対照表

(関税法基本通達) 5/29 施行

新	旧
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 許可期間の更新申請書には、前記 <u>62の8-6</u> (許可申請書の添付書類の取扱い)に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとするが、その添付は許可の期間の更新の実情に照らして、特に必要とされるものに限るものとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 許可の期間の更新に際しては、令第51条の15((許可の条件に関する規定の準用))の規定に基づき、前記 <u>62の8-7</u> に準じて条件を付するものとする。</p> <p>(許可又はその期間の更新の公告等)</p> <p><u>62の8-11</u> (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 許可期間の更新申請書には、前記 <u>62の8-7</u> (許可申請書の添付書類の取扱い)に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとするが、その添付は許可の期間の更新の実情に照らして、特に必要とされるものに限るものとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 許可の期間の更新に際しては、令第51条の15((許可の条件に関する規定の準用))の規定に基づき、前記 <u>62の8-8</u> に準じて条件を付するものとする。</p> <p>(許可又はその期間の更新の公告等)</p> <p><u>62の8-12</u> (同左)</p>